

# 聴覚障害

「聴覚障害」とは、外部の音声情報を大脳に送るための器官（外耳・中耳・内耳・聴神経）のいずれか、あるいは複数に障害が生じることで、音が聞こえない、あるいは聞こえにくい状態を指します。障害の部位により伝音性難聴・感音性難聴・混合性難聴に分類され、聞こえの程度に応じて軽度・中等度・高度・重度に分けられます。また、聞こえの状態や言語の使い方に基づき、一般に「難聴」（ある程度の聴力があり音声を聞き取れる場合）と「ろう」（重度で音声の聴取が困難な場合）という区分が用いられます。情報取得が困難なことが、学習意欲や参加意欲に影響したり、見た目では分かりづらい障害であることにより、コミュニケーション上の誤解や孤立につながったりすることがあります。難聴は障害の部位により以下のように分類されます。

伝音性難聴	外耳・中耳など音を伝える部分の障害により、音が小さく聞こえる。
感音性難聴	内耳・聴神経など音を電気信号に変換して脳に伝える部分の障害により、音が歪む、明瞭度が下がる、特定の高さの音が聞き取りにくいなど、特徴的な聞こえの変化が生じる。
混合性難聴	伝音性・感音性の両方の特徴を併せ持つ。

## 聴覚障害がある人の困難例

困難	内容
聴覚情報の取得・処理が困難である	音声聞き取れない、聞き取りにくいことがあります。そのため、情報を正確に取得することができないことを指します。
定期・不定期の通院が必要である	病院や補聴器センターなどに行く必要がある場合、授業を欠席することがあります。また、通院により課題等に取り組めないこともあります。
発声・構音が困難である	聴覚機能の制限により、声の大きさの調整や流ちょうで明瞭な発音および声の大きさの調整、長時間継続した発声が難しいことがあります。これにより、口頭での意思表示やコミュニケーションが制約されることがあります。

聴覚障害がある人の社会的障壁には、「授業内容や生活に関する情報を取得する方法が限定されていること」などが考えられます。したがって、「合理的配慮」は、聴覚からは得られない情報を得る場合の補助や視覚情報などの代替手段による情報へアクセスしやすくなるような内容が考えられます。筆談の活用や聞き取りやすい方向から話しかけるなど、コミュニケーションの方法を工夫することも有効です。

難聴の人たちが情報を得るには、単純に「音」を大きくすれば良いわけではありません。情報取得やコミュニケーションの手段は、人によって、補聴器や人工内耳の使用、筆談、読話（話し手の口の形を元に話を読み取る）、手話など多様であり、それぞれの人に合わせた手段を選択する必要があります。特にろうの人にとって、手話は単なるコミュニケーション手段でなく母語（言語）であるため、文字情報の提示のみではなく、手話によるコミュニケーションや手話通訳を保障することが重要です。

聴覚障害といっても症状や障害の程度、これまでの教育環境や経験は人により様々で、合理的配慮の内容も異なるため、申請者本人と周囲で十分な打合せ（建設的対話）をしながら配慮内容を決定する必要があります。

## 合理的配慮の具体例

物理的環境への配慮	意思疎通の配慮	ルール・慣行の柔軟な変更
<p>■修学上の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空調・照明等による室内環境の調整</li> <li>・座席の確保</li> </ul> <p>■生活上の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動に関する環境調整</li> <li>・空間に関する環境調整</li> </ul>	<p>■修学上の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室等でのマイクの使用</li> <li>・コミュニケーションの配慮</li> <li>・支援機器の使用許可</li> <li>・授業内容の提供</li> <li>・授業内容や重要情報の視覚的提示</li> <li>・テキストや資料等を参照する場合の視覚的提示</li> <li>・授業の録音・録画の許可</li> <li>・板書の写真撮影の許可</li> <li>・映像・音声教材を使用する場合の情報保障</li> <li>・リアルタイムの情報保障</li> </ul> <p>■生活上の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報に関する環境調整</li> </ul>	<p>■修学上の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援機器の使用許可</li> <li>・座席の確保</li> <li>・グループワーク等での配慮</li> <li>・実験・実習の実施形態の変更・調整</li> <li>・試験の解答方法や課題の作成方法の変更</li> <li>・リスニング試験の課題等での代替</li> <li>・別室での受験</li> <li>・試験時間の延長</li> <li>・遅刻・欠席回の学修の機会の保障</li> <li>・課題提出期限の延長</li> <li>・事前打ち合わせ・オリエンテーション</li> <li>・個別相談の時間の設定</li> <li>・単位取得のための評価の受検条件の変更調整</li> </ul> <p>■生活上の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オリエンテーション：教室等の場所案内等</li> <li>・災害時個別対応書の作成</li> </ul>

## 災害時の対応

災害は予測不可能であり、災害後は生活が一変し、普段の生活を取り戻すまで多大な時間を要します。そのため、災害時の避難方法や避難所で必要になる対応を事前に決めておくことが非常に重要です。聴覚障害がある人に対しては災害発生を伝えるフラッシュライトの設置、災害情報の文字表示や手話での伝達、避難所でのコミュニケーション保障（筆談や掲示、手話通訳者の手配）などが必要です。

## 聴覚障害がある人への支援関連情報

### 九州大学における取り組み！

#### 支援機器の紹介

インクルージョン支援推進室では聴覚障害の情報保障のために様々な支援機器を紹介しています。

#### 補聴援助システム

マイクなどの送信機を使用し、補聴器などの受信機に音声情報を送信するシステム。



補聴援助システム

#### UDトーク

音声認識技術を使用することにより、リアルタイムで字幕を作成するアプリ。



UDトーク

#### パソコンノートテイク

授業などにおいて、話者の発言を入力し、利用者が画面で確認できるようにすることで情報保障を行います。授業における情報保障に関心がある方やノートテイクになりたい方はインクルージョン支援推進室までご連絡ください。



ノートテイクの様子